

◎議案第 7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第7号でございます。白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月6日提出。白老町長。

2ページをお開きください。議案説明です。石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によって造成した基金の取り扱いについては、国における基本的な考え方として、基金の繰りかえ運用は認めないものとされており、本町においても繰りかえ運用は行っていないが、本条例に繰りかえ運用をすることができる旨の条項があり、当該条項を削除することが適正であることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部改正について

改正前	改正後
(繰替運用) 第5条 <u>町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u>	<u>削る。</u>
(処分) 第6条 略	(処分) 第5条 略
(委任) 第7条 略	(委任) 第6条 略

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。